

～安心して地域で暮らすために～

「避難行動要支援者登録」を申請しませんか

台風や地震などの災害が起こった場合、消防や警察などの防災に携わる機関はすぐに対応することができませんし、町など行政機関の支援にも限界があります。

このため、町ではお年寄りや体の不自由な人等の避難を、ご近所や知人など地域の人にお手伝いしていただく取り組みを進めています。

この取り組みは、支援の必要な人（避難行動要支援者）がご自身の意思によって登録いただき、地域の人たちの支え合いで万が一に備えるものです。登録や支援にご協力をお願いいたします。



避難行動要支援者とは？

台風や地震などの災害時に、高齢者や障がい者など「自分や家族の力だけでは安全な場所に避難することができない人」を言います。町では、概ね次の基準に該当する人としています。

1	高齢者等	一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯の者（75歳以上） 介護保険における要介護認定者（要介護1以上）
2	身体障がい者（児）	身体障害者手帳所持者 （1、2級または聴覚・視覚3、4級）
3	知的障がい者（児）	療育手帳所持者（A1、A2）
4	精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳所持者（1、2級）
5	常時特別な医療等を必要とする在宅療養者	人工透析を受けている者、難病者、低肺機能者 等
6	外国人	日本語が理解できない者
7	乳幼児	0歳～就学前児童
8	妊産婦	母子健康手帳発行者および産後1年までの者
9	その他	家族などの支援が困難であるため非常時に支援を希望する者

※ 登録対象者に該当しない高齢者や障がい者等の方でも、家族などの支援が困難であるため非常時に周りの人の助けを希望される方は、ご相談ください。

登録する方法は？

登録を希望される場合は、「避難行動要支援者登録申請書 兼 個別調書」に必要事項を記入し、役場福祉課（愛知川庁舎）へご提出ください。申請書は役場福祉課でお渡ししています。

登録するとどうなるの？

登録申請していただくと、提出いただいた個別調書（一人ひとりの避難計画）を、個人情報保護の誓約書と交換のうえ、関係支援団体（自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員・社会福祉協議会、消防本部、消防団、警察署、避難支援者）で情報共有します。個別調書が完成していない場合は、要支援者ご本人、ご家族、自治会、民生委員児童委員等と相談しながら個別調書を完成させます。

完成した個別調書は平常時には見守りを強化していただき、災害時には避難支援者や自治会等で要援護者の避難支援へ安否確認等をしていただきます。

申請にあたってのお願い

■個人情報を提供することへの同意について

登録申請にあたって、申請書に記載された個人情報を、関係支援団体（自治会等・自主防災組織・民生委員児童委員・社会福祉協議会・消防本部・消防団・警察署・避難支援者）に提供することに同意していただかなければなりません。



■避難支援者の登録について

災害が起こったときに、ご近所や知人などの地域の人の手助けで、お互いが安全な場所に避難していただく取り組みです。ご協力の得られるご近所や知人など身近な人（避難支援者という。）に避難の手助けをお願いし、同意を得たうえで登録いただくことになります。※避難支援者の依頼が困難な場合は、役場福祉課へご相談ください。

■緊急時の家族または親族の連絡先について

緊急時の家族または親族の連絡先も関係支援団体に提供することになりますので、あらかじめ同意を得ておいてください。

■特記事項について

支援を受けていただくために、特に手助けいただきたいことや気をつけてもらいたいことを申請書の「特記事項」に記載してください。

■日ごろから災害に対する備えをお願いします

この登録制度は、あくまでも普段からの地域の支え合いによって、災害が発生したとしても少しでも被害を減らそうとする支援制度です。

避難支援者等から災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援者自身や家族などの安全が前提であるため、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではありません。また、避難支援者等は、法的な責任や義務を負うものでもありません。

そのため、要支援者の方も日ごろからできることの準備をお願いします。

※登録申請書で提供いただいた情報は、行政および関係支援団体で適正に管理し、緊急時の安否確認や災害時の避難支援以外の目的には使用しません。

お問い合わせ・相談先

役場福祉課（愛知川庁舎） 電話 42-7691 FAX 42-5887